

舞鶴YMC A国際福祉専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校はキリスト教精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に則り、商業実務専門課程及び社会福祉専門課程を設置し、専門分野の深い知識並びに卓越した技能を教授するとともに広範な国際的視野をもって、地域社会と人々とに奉仕する人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は舞鶴YMC A国際福祉専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、京都府舞鶴市字浜1546-3に置く。

第2章 課程 学科 修業年限 定員及び休業

(課程 学科 修業年限 定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修 業 年 限	入 学 定 員	総 定 員
商業実務専門課程	国際観光ビジネス学科	2年	40名	80名
社会福祉専門課程	介護福祉学科	2年	40名	80名

(学年及び学期)

第5条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学年を分けて学期を次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長は特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏季休業 7月下旬から8月下旬まで

(4) 冬季休業 12月下旬から1月上旬まで

- (5) 春季休業 3月中旬から4月上旬まで
- (6) YMC A 記念日及びYMC A 特別行事日
- (7) 災害その他の非常事態等により、校長が必要と認めた日

第3章 教育課程、単位数【授業時数】及び教職員組織

(教育課程・単位数【授業時数】)

第7条 本校の教育課程及び単位数【授業時数】は、別表のとおりとする。

第8条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

昼間 午前9時15分から午後4時25分までとする。

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員をおく。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 6名以上
 - (3) 講師 3名以上
 - (4) 事務職員 2名以上
 - (5) 校医 1名
2. 校長は校務を掌り所属職員を監督する。
 3. 必要に応じて副校長を置くことができ、副校長は校長の職務を補佐する。

第4章 入学 休学 退学 卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校等若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 外国において学校教育による12年以上の課程を修了した者、又はそれと同等以上の学力があると認められた者であって、正当な手続きにより入国が認められた者。

(転入学・編入学)

第11条 転入学並びに編入学については、原則これを認めない。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は次のとおりとする。

毎年、4月とする。

(入学手続き)

第13条 本校に入学を希望する者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。

2. 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

3. 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から定められた期日までに入学金及び授業料等を納入しなければならない。

(休学・復学)

第14条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって1ヵ月以上にわたり休学する場合は、所定の休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2. 休学期間は原則1年以内とし、事情により延長を認めることがある。ただし、通算2年を超えることはできない。

3. 復学を希望する者は所定の手続きを経て校長の許可を得るものとする。

(退学)

第15条 学生が退学しようとする場合は、所定の願出書を提出して校長の許可を受けなければならない。

(履修の認定)

第16条 各授業科目の成績は、各学期末に試験及び平常の学習状況、出席状況、レポート提出等によって評価する。

2. 各授業科目の成績評価において、所定の基準を満たしていると認められた者は、当該科目を履修したものと認定する。

3. 各授業科目の出席時間が定められた時間の10分の7（ただし、介護福祉学科の介護実習については5分の4）に達しない場合はその当該科目の履修を認定しないこととする。

(卒業証書)

第17条 第4条に定めた期間在学し規定の科目を履修した者はその評価に基づいて課程修了を認定し、卒業証書（様式1）を授与する。

(称号の授与)

第18条 前条により、商業実務専門課程国際観光ビジネス学科及び社会福祉専門課程介護福祉学科を修了した者には専門士（商業実務専門課程・社会福祉専門課程）の称号を授与する。

(ほう賞)

第 19 条 校長は、成績優秀にして他の学生の模範となる者は、これをほう賞することができる。

(懲戒)

第 20 条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2. 前項に規定する懲戒の種類は、訓告、戒告、停学及び退学とする。

3. 前項に規定する退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 学生としてふさわしくない行為で著しく改善の見込みがない者

(2) 学修不良で必要な成績基準に達しない者

(3) 正当な理由なく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 5 章 授 業 料 等

(授業料等)

第 21 条 授業料、入学金及び入学選考料は次のとおりとする。

課程名	学科名	学 年	入学 選考料	入学金	授業料 (年額)	施設費 (年額)	実験実習 費 (年額)
商業実務 専門課程	国際観 光ビジネス 学科	1 年次	20,000 円	150,000 円	600,000 円	170,000 円	130,000 円
		2 年次			610,000 円	170,000 円	130,000 円
社会福祉 専門課程	介護福 祉学科	1 年次	20,000 円	150,000 円	580,000 円	170,000 円	150,000 円
		2 年次			590,000 円	170,000 円	150,000 円

(返還等)

第 22 条 既納の授業料等は、定められた期日までに退学又は入学辞退の申し出があった場合、入学選考料と入学金を除いた授業料等を返還する。

(除籍)

第 23 条 校長は授業料その他の納付金を正当な理由なく定められた期日までに納付しない者を除籍することができる。

第 6 章 雑 則

(健康診断)

第 24 条 健康診断は毎年 1 回実施する。

附 則

1. この学則に必要な細則は、校長がこれを定める。
2. この学則は 2015 年 4 月 1 日から実施する。
3. この学則は 2017 年 3 月 1 日から実施する。ただし、第 7 条の規定について 2016 年度以前に入学した者については、旧学則を適用する。
4. この学則は 2021 年 4 月 1 日から実施する。
5. この学則は 2024 年 4 月 1 日から実施する。
6. この学則は 2026 年 4 月 1 日から実施する。ただし、2025 年度以前に入学した者については、旧学則を適用する。

様式 1

		第	号
卒 業 証 書			
校印	氏 名		
年 月 日生			
<p>上記の者は、本校において商業実務専門 課程国際観光ビジネス学科 2 年の課程 を修めたので卒業証書を授与し 学校教育 法第三十一条の二及び学校教育法 施行規則第八十六条に基づき 専門士 (商業実務専門課程)を称することを認め る</p>			
年 月 日			
舞鶴YMCA国際福祉専門学校			
校 長			印

第 号

卒業証書

校印

氏 名

年 月 日生

上記の者は、本校において社会福祉専門
課程介護福祉学科 2カ年の課程を修めた
ので卒業証書を授与し 学校教育法第百
三十一条の二及び学校教育法施行規則
第百八十六条に基づき 専門士(社会福
祉専門課程)を称することを認める

年 月 日

舞鶴YMCA国際福祉専門学校

校長

印